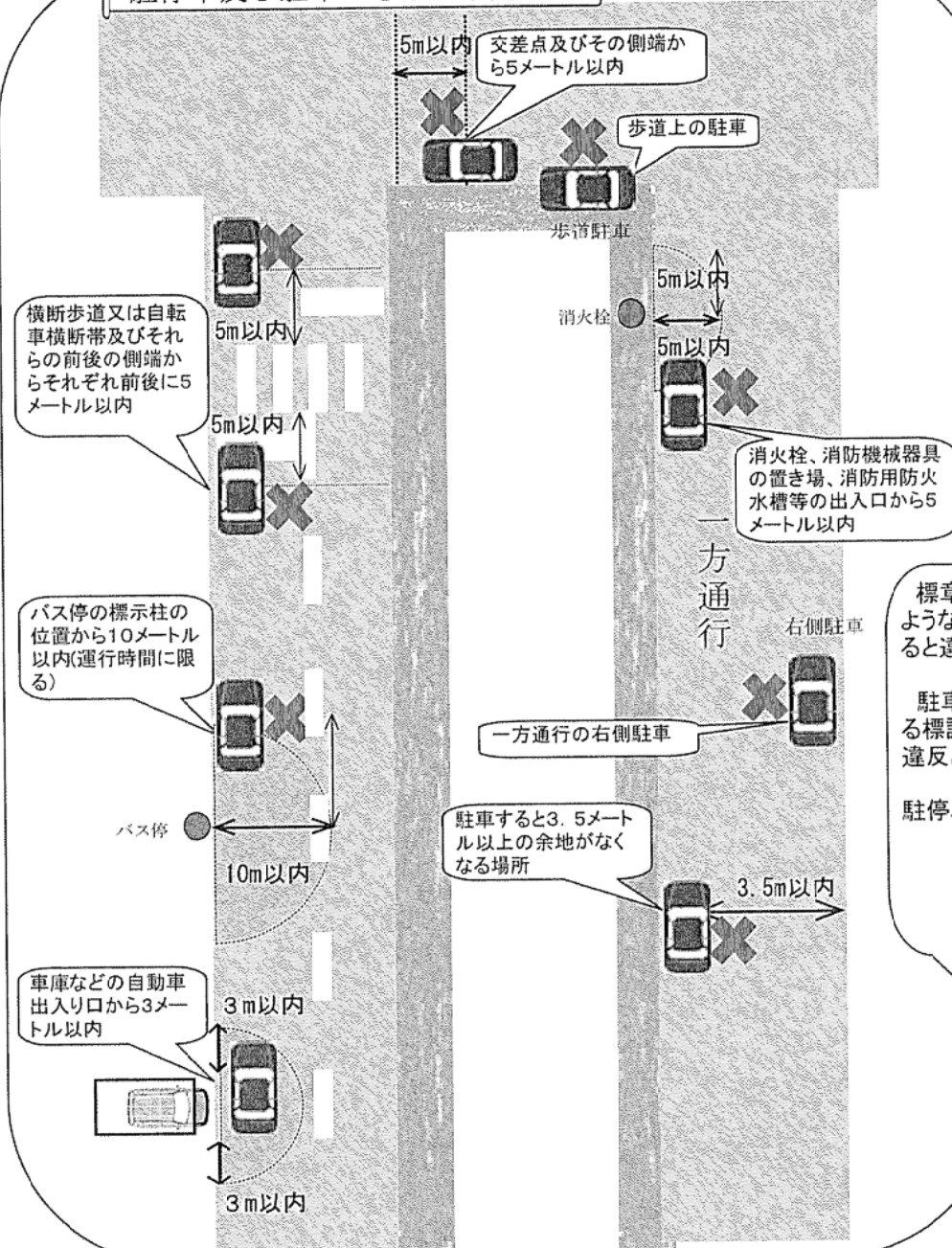


標章があっても駐車等ができない場所があります

標章で除外されているのは、「指定駐車禁止場所等」(標識の区間)のみです。法で駐停車を禁止している場所や標識で駐停車を禁止している場所にはもちろん、法で駐車を禁止している場所には駐車することはできません。なお、主な禁止場所は下記のとおりですので注意してください。

駐停車及び駐車できない場所の例



標章があってもこのような場所では駐車すると違反となります。

駐車と停車を禁止する標識のある場所でも違反となります。

駐停車禁止場所標識



保管場所法違反

道路に長時間、反復継続して駐車することはできません。

標章使用に際しての注意事項

- 標章は必ず見やすい場所に掲出してください。
- スーパーや遊戯施設などで駐車場が空いている場合は、他の交通に影響を与えないためにも駐車場を利用するようお願いします。
- 他の交通に著しい障害となっている場合などは警察官等が移動等の指示をすることがあります。その指示に従ってください。

北海道警察本部

